

介護職員初任者研修の 受講料及び教材費の一部を助成します(事業所用)

大館市では、介護職に従事する人材の確保と育成を図るため、介護職員等に上記の研修を受講させ、当該研修の受講料と教材費にかかる経費を負担した市内の事業所等に対し、費用の一部を助成します。

大館市介護職員初任者研修受講者支援事業

事業所に対する助成

1.助成対象事業所

申請日に市税等に滞納がなく、次の(1)(2)(3)のいずれにも該当する市内の介護事業所等(市内で複数の事業所を運営している場合においては、すべての事業所について滞納がないこと。)

- (1) 介護職員等に介護職員初任者研修を受講させ、当該研修に係る受講料及び教材費を事業所で負担していること。
- (2) 申請日において、市内で介護事業所を1年以上運営していること。又は新たに事業所を開設した場合は、市内で他の介護事業所を1年以上運営していること。
- (3) 交付請求の期限の日において、法に基づくサービスの提供を休止し、事業所を廃止していないこと。

2.助成額

助成対象者1人につき、受講料及び教材費の半額とし、60,000円を助成の限度とする
(※100円未満の端数は、切捨てとし、追試等や分割払の手数料は除きます。)

(注意) 申請の締切りは、

当該研修を修了した年度内又は翌年度内となります。

対象となる介護事業所等は、下記の事業所です。

介護事業所等とは、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)に基づく指定を受け、法第8条第1項の居宅サービス(訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。)若しくは同条第14項の地域密着型サービスを行う事業所、同条第27項の介護老人福祉施設、同条第28項の介護老人保健施設、法第8条の2第1項の介護予防サービス(介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。)若しくは同条第12項の地域密着型介護予防サービスを行う事業所又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う事業所をいう。

お問い合わせ
大館市福祉部
長寿課 高齢者福祉係
Tel 43-7056

介護職員初任者研修受講者支援事業の流れ

